



宮 崎 県 公 報

平成31年1月4日(金曜日) 第 3060 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示	頁	公 告	頁
○指定自立支援医療機関(精神通院医療)の所在地の変更……………(障がい福祉課) 1		○大規模小売店舗の変更に係る届出(2件)…(商工政策課) 1	
		○県営土地改良事業に係る換地計画の決定……………(農村整備課) 2	

告 示

宮崎県告示第1号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成31年1月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	所在地		変 更 年 月 日
		変更前	変更後	
田野中央薬局	宮崎市	宮崎市田野町乙7689-3	宮崎市田野町南原一丁目6番地4	平成30年10月15日

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成31年1月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームプラザナフコ小林店
小林市大字堤字亀尾原3089-1 外
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ナフコ 代表取締役 石田卓巳
福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号
- 変更する事項
大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)株式会社ナフコ 代表取締役 深町勝義

福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号
(変更後)株式会社ナフコ 代表取締役 石田卓巳
福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号

- 変更の年月日
平成30年6月1日
- 変更する理由
代表取締役変更のため
- 届出年月日
平成30年12月17日
- 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間
(1) 場所
宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
(2) 期間
平成31年1月4日から平成31年5月7日まで
- 意見書の提出先及び期間
(1) 提出先
宮崎県商工観光労働部商工政策課
(2) 期間
平成31年1月4日から平成31年5月7日まで
- 意見書の記載事項
意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、届出書その他関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、本日から4月以内に宮崎県知事に意見書を提出することができる。

平成31年1月4日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームプラザナフコ小林店
小林市大字堤字亀尾原3089-1 外

<p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 株式会社ナフコ 代表取締役 石田卓巳 福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号</p> <p>3 変更しようとする事項</p> <p>(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 (変更前) 4,978㎡ (変更後) 6,042㎡</p> <p>(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項</p> <p>① 駐車場の位置及び収容台数 (変更前) 建物南側、西側 296台 (変更後) 建物南側 229台</p> <p>② 駐輪場の位置及び収容台数 (変更前) 建物南東側 50台 (変更後) 建物南東側 10台</p> <p>③ 荷さばき施設の位置及び面積 (変更前) 建物北側 101㎡ (変更後) 建物北側 101㎡ (荷さばき施設1) 建物西側 80㎡ (荷さばき施設2) 合計 181㎡</p> <p>④ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 (変更前) 建物北側 53㎡ (変更後) 建物北側 44.55㎡</p> <p>(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</p> <p>① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 (変更前) 午前7時から午後10時まで (変更後) 午前7時から午後9時まで</p> <p>② 来客が駐車場を利用することができる時間帯 (変更前) 午前6時30分から午後10時30分まで (変更後) 午前6時30分から午後9時30分まで</p> <p>③ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 (変更前) 午前6時から午後10時まで (変更後) 午前8時から午後8時まで</p> <p>4 変更の年月日 平成31年8月18日</p> <p>5 変更する理由 敷地の有効利用とお客様のニーズにお応えするため</p> <p>6 届出年月日 平成30年12月17日</p> <p>7 届出書その他関係書類の縦覧場所及び期間</p> <p>(1) 場所 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター</p> <p>(2) 期間 平成31年1月4日から平成31年5月7日まで</p> <p>8 意見書の提出先及び期間</p> <p>(1) 提出先 宮崎県商工観光労働部商工政策課</p> <p>(2) 期間 平成31年1月4日から平成31年5月7日まで</p> <p>9 意見書の記載事項</p>	<p>意見書には、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見とともに、意見書提出者の氏名又は名称及び住所並びに当該大規模小売店舗の名称を日本語により記載すること。</p> <hr/> <p>土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の2第1項の規定により、中山・花見地区3換地区県営土地改良事業（宮崎市、県営耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業）に係る換地計画を定めた。</p> <p>なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>平成31年1月4日</p> <p style="text-align: right;">宮崎県知事 河野俊嗣</p> <p>1 縦覧に供する書類 決定に係る換地計画書の写し</p> <p>2 縦覧期間 平成31年1月4日から平成31年2月4日まで</p> <p>3 縦覧場所 宮崎市役所農村整備課内、宮崎市高岡総合支所農林建設課内</p> <p>4 その他 この公告に係る換地計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができる。</p> <p>また、この計画については、上記の審査請求のほか、この計画の決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は宮崎県知事となる。）、この計画の取消しの訴えを提起することができる。</p>
--	---